

6(公社)全宅連発政策第 29 号
令和 7 年 1 月 15 日

都道府県宅建協協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公印省略)

各種周知方協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、国土交通省より以下のとおり、周知のご案内がございましたので、関連資料を送付いたします。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対し、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1.【国土交通省】賃貸住宅標準契約書等の一部改訂について(資料 1 関係)

令和 7 年 1 月 14 日 国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)
事務連絡

国土交通省では、賃貸借契約をめぐる紛争を防止し、借主の居住の安定及び貸主の経営の合理化を図ることを目的に、賃貸借契約書のひな形(モデル)として、「賃貸住宅標準契約書」、「定期賃貸住宅標準契約書」、「サブリース住宅標準契約書」、「サブリース住宅定期建物賃貸借標準契約書」(以下、この4種類を合わせて「標準契約書等」という。)を作成し、周知・普及に努めております。

この度、標準契約書等の〈作成にあたっての注意点〉及び〈解説コメント〉等の一部改訂がございましたのでご案内申し上げます。改定の経緯や内容等は別添資料1をご参照ください。

なお、本改訂に伴う、全宅連策定の賃貸借契約書式の改訂は予定しておりませんのであわせてご案内申し上げます。

2. 【国土交通省】「単身入居者の受入れガイド」の一部改訂について(資料 2 関係)

令和7年1月14日 国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)

安心居住推進課 事務連絡

昨今、単身世帯の増加等により、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズが更に高まることを見込まれます。一方で、賃貸人の中には、入居者の孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。こうした状況を受け、国土交通省では、『単身入居者の受入れガイド』(以下、ガイド)を作成し、万一の場合の賃貸借契約の終了や残置物の処理に関連する制度等について紹介することにより、大家さんの懸念を払拭し単身入居者の円滑入居の促進に努めています。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、令和6年の通常国会において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)が改正されました。

今般、住宅セーフティネット法及び高齢者住まい法の改正内容の追加や読みやすさの観点からのレイアウト変更等、ガイドの一部改訂が行われましたのでご案内申し上げます。

詳細は別添資料2をご参照ください。

※この資料は国土交通省の Web サイトにも掲載しています。

○該当ページ URL

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

(このページ中の『単身入居者の受入れガイド』をご覧ください)

以上